

2019年1月16日

契約認定機関御中
契約認証機関御中

非通知審査の実施に係る特例（通知）

一般財団法人食品安全マネジメント協会

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より一般財団法人食品安全マネジメント協会（以下、「協会」といいます。）の活動にご支援ご協力賜り有難うございます。

1. 非通知審査の実施に係る要求事項について

JFS-C 認証スキーム文書に基づく非通知審査実施規程（C01P16-R00）が定めるとおり、非通知審査には、「組織が、JFS-C 規格の要求事項に適合した食品安全管理を恒常的に行っていることを客観的に証明するとともに、日常的な操業状態において自らの潜在的な食品安全リスクを発見するため」の有効な手段としての意義があり、原則として、3年の認証のサイクルの間に実施するサーベイランス審査のうち、少なくとも1回は非通知審査を実施しなければならない。

他方、通知文書「JFS-C 規格及び JFS-C 認証スキーム文書改定への対応について」（JFSM_2017_C01N03）2(3)c) は、移行審査¹の場合に非通知審査を実施してはならない旨規定する。

しかしながら、上記2つの要求事項を満たそうとした場合、他の GFSI 承認規格に基づく非通知審査との関係から実施時期の調整に困難を来す可能性があり、前述した非通知審査の意義に反しない限りにおいて、非通知審査の柔軟な実施を認める必要がある。

そこで、本通知は、上記の場合の対応方針及び特例として非通知審査に係る要求事項を柔軟に適用する条件を以下のとおり定めるものである。

2. 対応方針

- (1) JFS-C 規格の移行審査において他の GFSI 承認規格の非通知審査を実施する場合、下記の3要件を満たす場合には、例外的に、移行審査の場合であっても、非通知審査を実施することを認めることとする。

- ① 審査のタイミングに鑑み、他の GFSI 承認規格に基づく非通知審査を実施す

¹ ここでいう移行審査とは、認証組織が JFS-C 規格のバージョンアップに対応するために認証機関により実施される審査のことを指す。

るやむを得ない事情があること

- ② 非通知審査によっても、JFS-C 規格の改定点の審査に支障が生じないと認められること
- ③ JFS-C 規格のマイナーバージョン（小数点以下）の改定に係る移行審査であること
- ④ 移行審査を非通知審査で実施することについて、あらかじめ組織の同意が得られていること

(2) 認証サイクル最後のサーベイランス審査において JFS-C の非通知審査を実施しなければならない場合、同時に審査する他の GFSI 承認規格が通知審査である時は、認証機関は、原則として、組織に対して、非通知審査によるサーベイランス審査を実施しなければならない。

3. 適用開始

本通知に基づく特例は、2019年1月16日より適用を開始する。

以上

【参考】想定される対応方針

	ケース1	ケース2	ケース3
JFS-C	移行審査	認証サイクル1年目 (サーベイランス審査)	認証サイクル2年目 (サーベイランス審査)
他の GFSI 承認スキーム	非通知	通知	通知
対応方針	本通知 2(1)に基づき非通知審査とすることができる。	認証機関が通知／非通知審査を決定する。	認証サイクル1年目で非通知審査を実施していない場合、原則として 非通知 としなければならない(本通知 2(2))。